

協働環境委員会会議録

令和6年11月8日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：19

【 案 件 】

1. 自然環境保全対策について

【 報告事項 】

1. 飯塚市ワンヘルス推進宣言について
2. 作業中における車両損傷事故について

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

「自然環境保全対策について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○環境整備課長

提出資料の補足説明をさせていただきます。

特別付託事件である自然環境保全対策につきまして、前回、7月30日開催の本委員会において、ご意見をいただいておりますので、それに対する見解を本日の資料①として、提出しております。

1点目でございますが、条例に基づく届出逃れを防ぐため、事業者が複数回に分けて事業を行う場合の間隔となります「近接した時期」の考え方につきまして、検討してほしいというようなご意見をいただいております。この件に関しましては、ほかの自治体の状況なども調査をいたしました。はっきりした期間を設けずに個々の案件ごとに総合的に判断していくといった自治体が多い状況でございました。本市としましても、時期を明確に決めてしまうことがかえって届出逃れにつながる可能性がございますので、事業者や資本などの同一性を総合的に勘案いたしまして、一体的な事業とみなすのか判断してまいりたいというふうに考えております。

2点目でございますが、メガソーラー案件の届出の内容を議会でチェックする制度を検討できないかというご意見がございました。これにつきましても、ほかの自治体の状況を調査いたしました。議会がメガソーラー事業を承認するなどの事例はございませんでした。本市といたしましても、民間企業が行う事業に対しまして、議会の承認を経る体制を取ることは難しいのではないかとこのように考えております。

3点目、確認漏れを防ぐために禁止区域の範囲等が分かるマップを作成すべきではないかというご意見をいただいております。これにつきましては、禁止区域を規定している法律ごとにマップはございますが、区域は頻繁に変更となることがありますので、また、マップを所管するほかの行政機関との調整や、作成に係る費用もかなりかかるというふうに想定されることから、本市独自のマップを作成することは、現時点では難しいのではないかとこのように判断しております。なお、所管の行政機関におきましては、各法令の区域をデータなどで公開していますことから、市のホームページにリンク先などをまとめて表示するなどして、事業者の方や市民の方が分かりやすく確認できるような工夫をしていきたいというふうに考えております。

4点目でございますが、撤去費用等の積立状況を確認することを条例に盛り込むことはできないかというようなご意見をいただいております。このことにつきましては、当初、条例（案）を私どもが検討する際に、関係法令で廃棄等の費用を積立てすることが義務づけられて

いることから、規定をしないというふうを考えておりました。しかし、今回、委員からご意見をいただきましたので、改めて検討いたしまして、今回、条例に規定するようにしております。

資料②をお願いいたします。1ページの第4条第3項を御覧ください。事業者の責務といたしまして、「計画的に資金を積み立てることその他の方法により、太陽光発電設備の解体及び撤去に要する費用を確保しなければならない」というふうに規定をしております。

次に、4ページを御覧ください。第14条第2項に、「費用の確保の状況について、規則で定めるところにより、毎年度、市長に報告をしなければならない」というようなことを規定することを検討しております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○石川委員

この条例（案）について、質問させていただきます。この条例（案）の作成に当たり、どこと協議して作成されたのか。あと協議した各部・各課、各団体、そこはどこでしょうか。

○環境整備課長

内部で検討した部署といたしましては、禁止区域などが関わる部署がございますので、例えば、防災安全課、それから都市計画課、農林振興課、こういうところに内容を確認したりしながらこの条例をつくっております。団体といたしましては特にございませんが、私どもの自然環境保全対策審議会というものがございますので、その審議会の中で内容などについて、ご意見をいただきながら作成をしてきたというところでございます。

○石川委員

その3部署とほかに内部でということですよ。はい、ありがとうございます。あと審議会。その審議会で審議された内容というのも、こちらの条例（案）には盛り込まれているんでしょうか。

○環境整備課長

審議会の中でも様々なご意見をいただいております、その中で反映できるような内容があれば反映するというように考えておまして、ご意見をいただきながらこれをつくっております。

○石川委員

具体的に反映された内容とかはありますでしょうか。

○環境整備課長

すみません、ちょっと全体的な話を全て整理していないので覚えていないのですが、例えば、こういう記載の仕方です大丈夫ですかというようなご意見をいただいたりしたときに、そのことを反映して、ちょっと条文の内容を変えたりですね。こういうことを盛り込まなくても大丈夫ですかというようなことで、盛り込めることは、たしか盛り込んだと思うんですけど、そういうことは、もう別に規定されていますというようなご説明をしながら、一緒につくり上げてきたというような形になっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

今後のスケジュールについて、お伺いできればと思います。

○環境整備課長

今後のスケジュールといたしましては、これまでも何度かスケジュールをご確認いただいておりますけれども、私どもとしましては、今年度中に、これを議会に提案したいというふうに

思っておりまして、今のスケジュールで考えますと、3月議会で提案したいというふうに、今、考えているところでございます。

○藤間委員

もう少し補足していただいたほうがいいかなと思ってしまして、私も今までで様々な意見が出て様々ご準備いただいている、正直、今、もう判断の段階に来ているかなと思っている中で、一定新しい議論を出すというのも、議員のほうからも一定控えるべき、何ていうか、議論を出し尽くす段階に来ているかなと思ってしまして、そういった中で、ご質問の繰り返しになりますが、スケジュール感、もちろん提出もそうではあると思うんですけども、議案を練ったりですとか、ここで案を作成したりですとか、そういった実務的なものを含めたスケジュールをもう一度、詳しくお伺いできればと思います。

○環境整備課長

先ほど申し上げました、3月議会で議案として提案するということになりますと、例年而言いますと、大体1月下旬ぐらいに、もう我々としては、担当部署に議案を提出しないといけないというふうな形になっているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

資料の①がありますよね。①の2番、お示しいただいた資料の中のメガソーラー案件について、議会の承認という表現になっているじゃないですか。他自治体ではそういう事例がないと、よそはよそなんだけど、私の思いはね、議会の承認が必要じゃなくて、基本的にはメガソーラー計画地の自治会とか地元の人と事業者が紛糾するんだよね。それが問題なんでしょう。だから、その地域の方は、どうしても近隣の問題等は知り合いの議員とか、その地域から選出されている議員とかに相談をよくするんですよ、実態がね。だから、1議員とか、地域の議員ではなくて、議会の意見を求める項目を入れてくれないかということなんです。議会承認をしようとするのではなくて、事業者側から事業計画書が出ますよね、それが先行してもめた後で、議会もしくは議員に相談等が来るわけ。だから事前に、その事業計画書が提出された段階で議会の意見を問うというような項目が設けられないかということ。だから市民の代表である議員が、メガソーラー設置者の事業計画書を事前に協議するよう見させていただいて、問題提起ができるような、そういう場面がつかれないかということを言っている。だからそこで議会承認がないと事業が実施できないとかではなくて、紛糾しないための目的を持った条例をつくろうとしているんだから、何度も言うけど、その段階で、どこかの段階で議会に目を通せる場がつかれないかという設問なんだけど、どのように考えられますか。

○環境整備課長

先ほどもちょっと説明をいたしました、民間企業が行う事業に対して、議会もしくは議員さんが意見を付するというような仕組みも含めて、ほかの自治体ではそういう事例はございませんが、今の私の段階で、そういうことが適切にできるのかというのはちょっと判断いたしかねるというふうに考えております。今までも、何かあれば、報告などを求められればそれを報告するとか、一般質問でしていただいてそれをお答えするとかいうことはあったと思うんですが、何か事業が出てきてその事業にどうかというのを議員の方が意見をつけるというのができるのかどうかというのを、申し訳ございません、私はちょっと分かりかねます。

○小幡委員

今課長が言ったように、今、結論が欲しいわけではないんだけど、要望なんだよね。要は民間だ、民間だと言うけど、基本、事業は民間でしょう。公共工事でメガソーラーを造るわけないんだから、基本ね。だから、民間事業がメガソーラーにかかわらず造成工事をするとか、開発事業はいろいろあるじゃないですか。ほかにも、メガソーラー以外でもね。そこで、私が言

いたいのが、地元の方が紛糾することを未然に防ぐための方策として、そういったのを盛り込んでほしい。他自治体になら、先例がない、事例がないという回答をよくされるんだけど、本市が設定しようとする条例だから本市の今の状況とか考え方で、ちょっと検討しておいていただけますか。次回で構わないので、どういうスタイルで答弁いただけるか。待っておきますので、ちょっと検討要件として、よろしくお願いします。

○環境整備課長

承知いたしました。ちょっと検討させていただいて、次回、またお返事させていただきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について、報告したい旨の申出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市ワンヘルス推進宣言について」報告を求めます。

○環境整備課長

飯塚市ワンヘルス推進宣言につきまして、説明をさせていただきます。ワンヘルスの推進とは、人と動物、それを取り巻く環境は相互につながっていると包括的に捉え、人と動物の健康と環境の保全を担う関係者が緊密な協力関係を構築し、分野横断的な課題の解決のために活動をするものです。

福岡県内の経過といたしましては、2016年に北九州市でワンヘルスに関する国際会議が開催され、ワンヘルス実践の基盤となる福岡宣言が採択されております。その後、福岡県は2021年1月に、全国に先駆けまして、福岡県ワンヘルス推進基本条例を制定しております。

県内市町村では、ワンヘルス推進を宣言する自治体が増えまして、令和6年6月現在で、29市町村が宣言をしております。本市としましても、近年、世界で人獣共通感染症が多発し、人と動物の健康が脅かされ、生態系の劣化が進む中で、ワンヘルスの実践は喫緊の課題だと認識をしております。また、福岡県ワンヘルス推進基本条例には、市町村の役割が規定されておまして、ワンヘルスの実践を積極的に推進するとともに、市民へのワンヘルスの周知に努め、理解の促進を図るために、私どもも令和6年10月17日に、飯塚市ワンヘルス推進宣言を行っております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「作業中における車両損傷事故について」報告を求めます。

○環境対策課長

「作業中における車両損傷事故について」ご報告いたします。資料をお願いいたします。本件事故は、令和6年9月24日火曜日、午前9時10分ごろ、環境対策課職員が旧相田清掃工場付近の除草作業中に、駐車中の相手方車両の右側ウインドー及びフロントガラス等を飛び石により、損傷させたものでございます。なお、この事故の損害賠償については、現在、相手側と示談を行っているところです。

この事故の原因につきましては、除草作業を行う際に、十分な飛散防止対策や周囲への状況確認が不十分であり、職員の安全作業への対応に不備があったことによるもので、当該職員に対し厳しく注意し本人も深く反省しております。

今回、職員の不注意によりこのような事故を起こしてしまったことに対し、深くお詫び申し上げますとともに、他の職員に対しましても危機管理意識の改善、事故防止策の指導を徹底し、細心の注意を払いながら業務を行い再発防止に努めてまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。